

第3回鎌ヶ谷市学区審議会議事録

1 開催日時

平成28年12月20日（火） 午前10時30分～午前11時

2 開催場所

市役所本庁舎5階 501会議室

3 議題

協議事項

鎌ヶ谷小学校の学級増への対応策としての通学区域の見直し及び指定校変更の運用の見直しについて

4 出席者

（委員） 石井惟四会長、河合峰夫副会長、田中満委員、岩井喜和子委員、越智一敦委員、皆川成己委員、坂本健委員
以上7名

（事務局） 山崎正史生涯学習部部長、笠井真利子生涯学習部参事（事）次長、石黒茂生涯学習部副参事（事）学校教育課長、鈴木知子学校教育課主幹（兼）管理主事、澤田裕介学校教育課副主幹（兼）管理主事、市村昌子学務保健室長、滝口明宏学務保健室主任主事
以上7名

5 傍聴者

0人

6 会議の公開及び会議録の開示について

審議の結果、鎌ヶ谷市における審議会等の会議の公開に関する指針に基づき、会議を公開し、会議議事録を公開することとした。

7 会議録署名人の指名

越智委員、皆川委員を指名。

8 主な内容・発言の趣旨

○石井会長

前回の会議において、審議委員の皆様には、保護者の方などからいただいたご要望を基に、「教育的な視点」からと「登下校の安全確保」について意見を出していただきました。

本日は、いただいた意見を再度確認しながら、教育委員会から諮問を受けております「鎌ヶ谷小学校の学級増への対応策としての通学区域の見直し」及び「指定校変更の運用の見直し」について、学区審議会としての意見をまとめていきたいと考えております。

お手元の資料「諮問事項」に沿って、ご確認、ご協議をお願いいたします。では、確認事項から事務局に説明を求めます。

○事務局：市村室長

確認事項でございますが、通学区域の変更実施日は、平成29年7月1日とし、新小学1年生にかかる就学事務や夏季休業中の転入による鎌ヶ谷小学校の児童数の増加をできるだけ抑えること、通学区域の変更が決定した後、市民の方への市広報での周知期間などを考慮し、最短で実施可能な時期を設定したものです。

通学区域を変更する地域については、お手元の資料1ページから4ページの「通学区域変更地域図」をご覧ください。

①の地域は、今後開発が予測される地域であること、また、小学校から中学校への進学の際、子どもたちの負担を軽減するため、「同じ学区内の小学校から中学校へ」という考えから、第三中学校に近い地域でもあり、中学校の通学区域と合わせて、小学校の通学区域を西部小学校学区に変更するものです。

②の地域は、現在マンション建設が進んでいる地域を含んでおり、児童数の増加が見込まれる地域であることから、西部小学校・第三中学校学区に変更するものです。

③の地域は、今後開発が予想される地域を含んでいること、また、市道3・4・3号線の開通により、地域が分断されていることから、東部小学校・第二中学校学区に変更するものです。

○石井会長

通学区域の変更実施日は、平成29年7月1日とし、変更実施地域は、これまで審議会で協議してきました①、②、③の地域とすることによろしいでしょうか。

《異議なし》

○石井会長

では、協議事項に移ります。

大きく「教育的配慮」と「登下校の安全確保」に分けて協議を進めたいと思います。まず、「教育的配慮」について、事務局に説明を求めます。

○事務局：市村室長

「教育的配慮」として、通学区域を変更する地域に居住する児童について、通学区域変更時に既に鎌ヶ谷小学校に在籍している場合は、引き続き鎌ヶ谷小学校に在籍できるようにすることを含め、ご検討いただいております。

お手元の資料5ページ「通学区域変更に伴う移行措置」をご覧ください。こちらの内容については、今年度第1回の学区審議会において案としてご提示しているものです。

次に、保護者の方からいただいた要望事項についてでございますが、要望事項の①については、前回の会議で事務局より、ご要望にあるような移行期間を条件付きで設けた場合、鎌ヶ谷小学校の教室数に不足が生じることがないか再度検証したところ、平成34年度までの間に教室不足になるため、移行期間は設けられないとしました。

そのうえで、各地域において、対象となる児童が1人ないし2人と少ない場合には、特例として鎌ヶ谷小学校への通学をお認めするという措置を取ることが事務局案ほかとしてご提示いたしました。が、「特例を認めた場合、それが新たな基準となり、ほかに広がることも考えられるので、特例はあまり作らない方がいいのではないか。」という趣旨のご意見をいただきました。

要望事項の②については、前回の会議では、時間の関係上、皆様からのご意見をいただくことができませんでした。

事務局といたしましては、通学区域の見直しの検討にあたっては、鎌ヶ谷市内の開発状況なども考慮し、市内全体を視野に入れております。今回の見直しは、現在、具体的な大規模開発計画がない中、鎌ヶ谷小学校では少なく

とも平成34年度までは児童数が増加を続けていくものの、将来的には減少するとみていることから、必要最小限の地域において行いたいと考えております。

市内には児童数が減少している地域もございますので、将来的には、今後の市内の開発計画も見ながら、必要に応じて通学区域の見直しを検討していくこととなります。

○石井会長

ただいま事務局から「移行措置で対応するもの」と「保護者からの要望事項2点」について説明がありました。

まず、事務局提案の「移行措置での対応」ですが、教育的な配慮として、「通学区域変更に伴う移行措置」のと通りの移行措置を行うことを学区審議会の意見としてよろしいでしょうか。

《異議なし》

○石井会長

それでは、教育的な配慮として資料のと通りの移行措置を行うことを学区審議会の意見といたします。

では、要望事項の①について、改めてご意見を伺いたいと思います。

《質疑等なし》

○石井会長

要望事項の①については、要望にあります移行期間を設けることは困難であるというご意見でよろしいでしょうか。

《異議なし》

○石井会長

それでは、要望事項①については、要望にあります移行期間を設けることは困難であるとの意見といたします。

次に、事務局から提案のあった「特例措置」については、今回の通学区域変更に係る「特例措置」は設けないということでもよろしいでしょうか。

《異議なし》

○石井会長

それでは、事務局より提案のあった通学区域変更に係る「特例措置」については、設けないことといたします。

次に、要望事項の②についてはいかがでしょうか。前回時間の都合でご意見を伺うことができませんでした。ご質問・ご意見などございませんか。

《質疑等なし》

○石井会長

要望事項の②については、鎌ヶ谷市の状況などから、今回の通学区域の変更は必要最小限の地域で実施するという考え方でよろしいでしょうか。

《異議なし》

○石井会長

それでは、今回の通学区域の変更は、当初の案のとおり、必要最小限の地域で実施するといたします。

続いて、「登下校の安全確保」について事務局に説明を求めます。

○事務局：滝口主任主事

登下校の安全確保については、通学路の整備に係るハード面と、児童に対する指導や周囲の大人によるサポートなどのソフト面から考えております。

まず、通学路整備のハード面については、前回の会議でいくつか具体的な対応策についてご説明いたしました。現在、それ以外の箇所についても、現地を確認し、対応策を検討しております。また、県が管理する道路については、県へ安全対策を要望してまいります。時間を要する場合は、まずは市で安全施設を設置することも検討してまいります。

いずれにいたしましても、通学区域変更となる頃までには、優先的に整備を行ってまいりたいと考えております。

ソフト面の対応については、学校や地域、保護者の方にもご協力をいただくこととなりますが、学校では、児童が複数で登下校できるようなグループ作りなどの配慮や安全に登下校するための指導をいたします。

さらに、児童は原則徒歩による通学となりますが、道路事情等により、徒歩以外の一般公共交通機関を利用した通学方法についても検討いたしました。

選択肢の一つとして、保護者の方の自己負担となってしまいますが、電車の利用を考えると、①の地域の新鎌ヶ谷駅に近い方が、電車に乗ってくぬぎ山駅で下車し、西部小学校まで徒歩で通学する場合、自宅から西部小学校に歩いて行くよりも歩く距離は短く、くぬぎ山方面からの子ども達と一緒に歩いて行くという方法は可能であると思います。

また、現在鎌ヶ谷市内の公共施設を回っているコミュニティバスの「ききょう号」を利用することについては、本来、通勤・通学を目的としたものではなく、高齢者の方などが公共施設に行くための、福祉を目的として導入したものでございます。これを児童の通学にも活用できるようにすると、運行時間帯や運行ルート、バス停の位置、バスの大きさなど現状では解決しなければならない課題が多く、早急の活用は困難であると考えております。

例えば、市役所から新鎌ヶ谷駅を経由して西部小学校方面に行くルートがありますが、道幅などから約10人乗りのバスとなっており、将来的に該当する児童全員が乗ることは難しいサイズとなります。

○石井会長

「登下校の安全確保」について、原則は徒歩通学ですが、ほかにも安全に通学できる方法があればという検討についても併せて説明がありました。

「登下校の安全確保」につきまして、ご質問・ご意見等ございましたら、お願いします。

《質疑等なし》

○石井会長

通学区域を変更する際には、児童生徒が安全に登下校できることが前提となります。そのようなことから、これまで事務局が通学路の安全対策についてどのように考えているか、その考え方に基つき、児童生徒の安全が確保されるかといった視点で、事務局に説明を求めてまいりました。

学区審議会としては、通学区域変更実施までに、安全対策が必要な箇所についてはしっかりと整備を行っていただくということと、現在も行っているソフト面からの児童生徒の登下校の安全を考えた対応を関係者と連携を図り、更に充実させていただくよう要望したいと考えますがいかがでしょうか。

《異議なし》

○石井会長

それでは、「登下校の安全確保」については、そのような要望を付すことにいたします。

次に、諮問事項の2点目、「指定校変更の運用の見直し」について事務局に説明を求めます。

○事務局：市村室長

こちらにつきましては、本年度第1回の学区審議会において、ご審議いただいております。

教育委員会が従来行っている指定校変更の運用を見直すことで、鎌ケ谷小学校の児童数増加を抑え、もって学級数の増加を抑えることができないかということでございますが、現在、お手元の資料6ページ「指定学校変更許可基準」にありますとおり、教育委員会が認めた理由に基づき認められるものでございます。

仮に、児童数を抑えることを目的とした鎌ケ谷小学校の通学区域に特化した指定校変更の運用を行うことは、鎌ケ谷小学校の通学区域に居住していれば、希望によりそれ以外の小学校に通うことができるということになり、通常指定校変更で必要としている「理由」がなくてもよいということになります。それは、ほかの通学区域に居住している方にとっては不公平感を感じるようになるのではないかと。

また、「現在の指定校変更の運用」と「通学区域の変更に伴う指定校変更の運用」の取り扱いが、市民の方にとって紛らわしく、わかりにくくなる可能性があることから、先にご確認をいただきました教育的配慮としての「通学区域変更前の移行措置」で対応することが望ましいと考え、今回の「鎌ケ谷小学校の通学区域変更に伴う指定校変更の運用の見直し」は行わない方向で案をまとめさせていただいております。

○石井会長

ただいまの件につきまして、ご意見等をお願いします。

《質疑等なし》

○石井会長

それでは、鎌ヶ谷小学校の児童数を抑制する目的での指定校変更の運用の見直しは行わないということにいたします。

諮問を受けた事項について、ほかにご意見等がございましたらお願いします。

《質疑等なし》

○石井会長

通学区域を変更いたしますと、該当する児童・保護者はもちろんのこと、地域、学校、様々なところに影響が出ます。

通学区域の変更により、影響を受ける方、皆さん事情があり、それらをすべて解決することができる通学区域の変更方法を見つけることは困難であり、ある一定の基準を設けなくてはならないと思います。

鎌ヶ谷小学校の現状を考えれば、通学区域の変更はやむを得ない状況でございますが、教育委員会には、現在何らかの事情により、指定校変更を認めている方がいるように、今回の通学区域の変更と併せて、個々の事情により、何らかの「対応が必要と判断される場合」には、個別の対応を要望したいと思いたすがいかがでしょうか。

《異議なし》

○石井会長

それでは、事情により個別の対応が必要と判断される場合には、指定校変更などにより、対応していただくことを教育委員会に要望する意見を付したいと思えます。

本日、諮問事項について、学区審議会としての意見を確認させていただきました。次回はこれを基に答申書の作成を行い、平成29年1月末までに提出できるよう進めてまいりたいと思えます。

以上で議事を終了いたします。

9 会議録署名人の署名

以上、会議の経過を掲載し、相違ないことを証するため次に署名する。

平成29年1月20日

氏名 皆川 成己

氏名 越智 一敦